令和5年度「拠出委託単価」について

各素材別の令和 5 年度拠出委託単価は、以下の通りです。(容器包装リサイクル法の第 10 条の 2 に基づく市町村への拠出金制度の概要については、当協会ホームページ (当協会HOME→市町村の皆様へ→市町村への合理化拠出金制度 (https://www.jcpra.or.jp/municipality/contribution/tabid/384)) をご確認ください。

		令和5度拠出委	託単価(税抜)	ご参考:令和4年度(税抜)		
		(単位:円/トン)	(単位:円/kg)	(単位:円/トン)	(単位:円/kg)	
	無色	0	0	0	0	
ガラスびん	茶色	0	0	0	0	
	その他の色	0	0	0	0	
PETボトル		1, 400	1.4	400	0.4	
紙製容器包装		0	0	0	0	
プラスチック製容器包装		0	0	0	0	

「拠出委託単価」は、「合理化拠出金(市町村への拠出金の見込額)」((①-2)×1/2=3)を、「再商品化 委託申込見込量」(④)で除して算出します。金額は全て税抜で計算しております。

((①想定額-②「現に要した費用」の見込額)×1/2)

拠出委託単価 =

④ 再商品化委託申込見込量

1)想定額

- →「想定単価」(令和2~4年度、3ヵ年の再商品化事業者への支払実績単価の平均値。令和5~7年度、3ヵ年 固定の予定。) に、「想定量」(市町村の毎年の申込量=契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担して いる小規模事業者分は含まれません)を乗じて算出。
- ②「現に要した費用」の見込額
- →市町村からの引き渡し契約量並びに令和5年4月から8月末までの再商品化実績等、毎年度の傾向値等を参考 として、素材別の「現に要した費用の見込額」を算出
- ③合理化拠出金(市町村への拠出金)の見込額
- \rightarrow 「令和 5 年度合理化拠出金の見込額」は、「想定額」から「現に要した費用の見込額」を差し引いた金額に、 1/2 を乗じることで算出
- ④ 再商品化委託申込見込量
- →当協会が令和5年度分として特定事業者から委託を受ける見込の再商品化委託申込量の総量

<令和5年度拠出委託単価の算出根拠:金額は税抜>

		①想定額 (円)	②「現に要した 費用」の見込額 (円)	③=(①-②)×1/2 合理化拠出金 の見込額 (円)	④再商品化委託申込み見込み量(トン)	令和5年度 拠出委託単価 (円/トン)
	無色	601, 848, 801	698, 068, 000	0	135, 000	0
ガラスびん	茶色	640, 987, 522	764, 013, 000	0	106, 000	0
	その他の色	1, 817, 597, 221	1, 827, 001, 000	0	147, 000	0
PETボトル		939, 058, 635	361, 878, 000	288, 590, 000	214, 866	1, 400
紙製容器包装		38, 449, 255	53, 500, 000	0	21, 419	0
プラスチック製容器包装		38, 664, 933, 892	41, 777, 041, 000	0	824, 000	0

- 注1) 市町村への合理化拠出金は、想定額よりも「現に要した費用」が下回ってはじめて拠出されます。
- 注 2) 計算の結果、③= (①-②) ×1/2がマイナスあるいは 0 (ゼロ) となる場合、拠出委託単価は 0 (ゼロ) となり、合理化拠出金は生じません。
- 注3) 合理化拠出金の見込額、再商品化委託申込見込量、拠出委託単価は端数調整しています。